

令和4年那審第10号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月10日16時42分僅か過ぎ
沖縄県ルカン礁

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 11トン
登 録 長 13.50メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 294キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和58年11月に進水した、一本釣り漁業等に従事するFRP製漁船で、船体中央部に操舵室を配し、同室前部に設けた棚上部の中央に磁気コンパスを、左舷側にレーダーを、右舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッター及び自動操舵装置をそれぞれ設置し、同コンパス後方に舵輪を備え、舵輪の右舷側に機関遠隔操縦装置を装備し、操舵室左舷後部壁に簡易型船舶自動識別装置を備え付けていた。

(2) a 受審人の経歴等

(省略)

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、船首0.5メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年11月10日15時00分泊漁港を発し、同漁港西方沖合約9.5海里の漁場に向かった。

ところで、a 受審人は、所属する漁業協同組合の関係者からの情報で、沖縄島及び沖縄県渡嘉敷島の各付近水域に軽石が押し寄せて船舶の航行、漁業等に被害が生じていることを知り、軽石の浸入防止対策として同月9日15時30分頃主機冷却海水管の吸入側にこし器の取付工事を1人で始め、翌10日00時30分頃同取付工事を中断して帰宅し、平素、寝つきがよくないことも重なり、睡眠を十分にとれないまま08時00分頃再開して11時00分頃終え、食料等の積込みが整い次第出港していたので、こし器の取付工事による疲労の蓄積と睡眠不足の状態になっていた。

a 受審人は、軽石が押し寄せている水域を避けるため、沖縄県糸

満漁港西方及び渡嘉敷島南方の各沖合を經由することとし、レーダーをコースアップ表示の1.5海里及びGPSプロッターを6海里的の各レンジとして作動させ、舵輪後方に立って操船に当たり、那覇港西方沖合に差し掛かったところ、周囲に船舶が輻輳する状況を認めためたので、その状況や付近の海面状況に注意を払いながら航行した。

a 受審人は、糸満漁港西方沖合に至り、ルカン礁灯台を船首方に目測し、16時25分半僅か過ぎ同灯台から048.5度（真方位、以下同じ。）2.0海里の地点で、針路をルカン礁北方の予定転針地点に向く230度に定めて自動操舵とし、7.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、周囲に船舶が輻輳する状況を認めないようになり、航行の支障となる他船も見掛けなかったため、気の緩みが生じて眠気を催したが、操船中に居眠りした経験がなかったため居眠りすることはないと思い、コーヒーを飲んだり手動操舵に切り替えたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、磁気コンパスが設置された棚上部に両肘を置き舵輪に寄り掛けた姿勢で見張りに当たるうち、いつしか居眠りに陥った。

こうして、Aは、ルカン礁に向首続航し、16時42分僅か過ぎルカン礁灯台から006.5度150メートルの地点において、原針路及び原速力で、同礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の北北西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、船体に衝撃を感じて目覚め、ルカン礁に乗り揚げたことを知り、携帯電話で友人に救助を要請し、友人から連絡を受けた漁業協同組合長が海上保安庁に通報して同庁のヘリコプターによ

って救出された。

乗揚の結果、船底に破口を生じ、来援したタグボートによって糸満漁港に引き付けられたが、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、糸満漁港西方沖合において、漁場に向け航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、ルカン礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、糸満漁港西方沖合において、漁場に向け自動操舵として航行中、気の緩みが生じて眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、コーヒーを飲んだり手動操舵に切り替えたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、操船中に居眠りした経験がなかったため居眠りすることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、ルカン礁に向首進行して乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 月 1 0 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文